

災害後の藩の対応

藩政時代に災害が起こり、人々による助け合いや庄屋が村人を救うなど、村単位の活動や村で対応することができないほど被害が大きい場合には、藩が主体となって救済活動を行いました。例えば、天和元年（1681）の大風・洪水により、讃岐国で人畜の死傷が数百に達し、米作がほとんど皆無となり、多くの困窮者が出た時に、高松藩主・松平頼常は高松郊外に草屋を設け、粥を用意して困窮した民を救済したと記されています（「仲多度郡史」1918年）。

こうした藩による災害後の対応には資金が必要でしたが、その一方で収穫減や減免などにより収入は減りますので、災害の程度が大きいほど、また災害の頻度が高まるほど藩の財政は苦しくなりました。江戸時代には、藩内のことは各藩で対応することが原則でしたので、藩は災害後の財政難に対して地元の有力者などに救済資金の提供を命じたり、幕府や豪商などからの借金に頼るほかは、以下のように藩士の俸禄を削減して儉約政策をとるしかありませんでした。四国各地の例を見てみましょう。

阿波国では、安永元年（1772）8月の風雨・洪水により、御地高損亡117,181石余、流死男女86人、流死牛馬31疋、流失家70軒などの被害が発生したため、徳島藩は藩士の俸禄を3年にわたって半減させる措置を講じました（「徳島県史第4巻」1965年）。また、讃岐国では、承応3年（1654）夏、干ばつによる凶作のため、領米が収まらず、高松藩は藩士の録を100石について20石しか給しませんでした（「栗林郷土誌」1996年）。伊予国では、天明8年（1788）の大雨・洪水により、領内で田331町、畑17町が破損する被害が出たため、宇和島藩は5年間にわたって家中の知行を5割引きとしました（「改訂版保内町誌」1999年）。土佐国では、享保12年（1727）の火災が高知城及び城下のほとんどの街並みを焼き尽くしたため、高知城をはじめとする復旧事業により藩の財政は悪化し、高知藩は翌享保13年から5年間にわたり借知3分の1を命じました（「高知県史近世編」1968年）。

このように藩政時代に災害が起こって藩全体が窮した時には、領民が困窮するだけではなく、藩士も相当の負担を強いられました。その上、災害により作物が減収になると物価が騰貴しましたので、「武士は食わねど高楊枝」とは言うものの、俸禄を半分や5分の1にされた藩士の生活は苦しかったことでしょう。

災害後に藩による儉約政策が講じられる一方、収穫減と物価の騰貴が飢饉を招き、餓死者を多数発生させている例も見受けられますが、そうした中で元禄15年（1702）の災害後に行った高松藩の取り組みは興味深いものです。この年、8月の大風・洪水で、讃岐国では秋いなごが大発生し、穀物を食い尽くして凶作となり、領民は大いに飢える状況になりました。これに対して、高松藩は田租をすべて免除し、その上で栗林荘の御庭普請を起こし、老若男女を日雇いし賃米を与えました。これに数万人の難民が参加したため、餓死者は一人も出さなかったといえます（「香川県史第4巻」1989年）。藩は儉約による経済の縮小が餓死者を発生させたり、災害による影響が長期化することなどを懸念して、困窮した人々に雇用を提供することによって窮状を救ったのでしょう。

いま災害後に行われている救援活動は藩政時代の取り組みを継承するとともに、過去の経験が活かされてより良い内容や仕組みに改善されていると考えられます。改めて、現代の社会は過去からの積み重ねの上に成り立っていると感じているところです。